

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

産業廃棄物は大企業や大規模工場だけでなく、身近にある様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成30年度の横浜市における産業廃棄物発生量（推計）は、約1,060万トン（前年度比0.4%減）です。このうち、中間処理等による減量化量は約770万トン、再生利用量は約245万トン、最終処分される量は約45万トンです。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

（単位：万トン）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発生量	1,033	1,001	1,000	1,064	1,060
減量化量	681	622	650	658	770
再生利用量	291	335	294	384	245
最終処分が必要な量	61	46	56	22	45

(2) 産業廃棄物の処分状況

令和元年度に市内で埋立処分された産業廃棄物の量は、14,481トンでした。内訳は、処分業者による処分が4,971トン、市による処分が9,510トンです。

なお、令和元年度に海洋投入処分*された産業廃棄物はありませんでした。

市内で産業廃棄物を埋立中の最終処分場は、民間処分業者が設置した施設が1施設、公共関与による施設が1施設あります。

※ 海洋投入処分

我が国では海洋投入処분을禁止する「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）の批准をしており、海洋投入処分量削減に向け、平成29年4月より許可申請者が、海洋投入処分を行う者から、建設汚泥が発生する工事を発注した者に変更されました。

ロンドン条約は、国際的に海洋投棄に関する規制の取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択、1975年（昭和50年）に発効され、日本は1980年（昭和55年）に批准しています。また、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約96年議定書」が2006年（平成18年）に発効されています。

2 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃^{スリム}3R夢プラン）

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第7次計画（平成28年3月策定、計画期間 平成28年度から令和2年度）に沿って取組が行われています。

【目標】

1 更なる^{スリーアール}3Rの推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。

最終処分率を令和2年度において、4%以下とすることを目指します。

2 適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

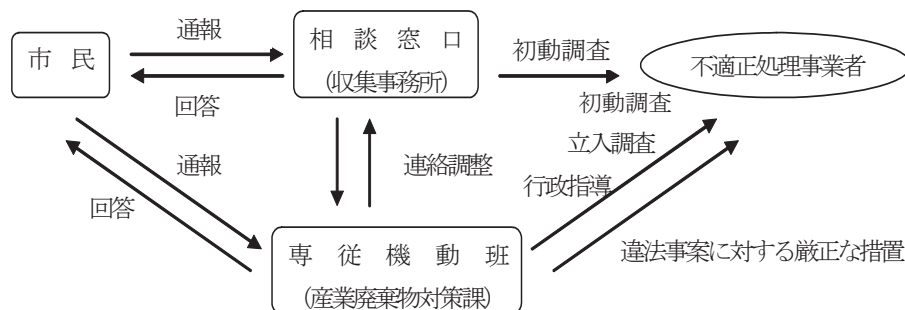
3 大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。

災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に元神奈川県警職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	38	30	32	21	20

4 排出事業者指導

市内に約 12 万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト（石綿）等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象の約 8,500 事業所を中心に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。令和元年度の事業所立入数は 596 件、分析調査は延べ 30 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づき、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 450 事業所を対象に、処理に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

令和 2 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立入指導を強化する等、再生砕石へのアスベスト含有産業廃棄物の混入防止を徹底していきます。また、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 PCB 廃棄物適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくい、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質をもつことから、かつては電気機器などに幅広く使用されましたが、毒性が問題化し、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCB 廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で定められる期間内に処理する必要があるため、市内の PCB 廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の東京 PCB 廃棄物処理施設及び北海道 PCB 廃棄物処理施設において、低濃度 PCB 廃棄物は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等において順次処理されています。

保管事業者に対しては、処分期間内に適正処理するよう指導するとともに、処理が行われるまでの間、法令及び平成 24 年 4 月に施行（令和元年 5 月に改正）した「横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱」に基づき、適正に保管・管理するよう指導しています。

また、未把握の PCB 廃棄物や PCB 含有製品について、掘り起こし調査を実施しています。平成 28 年度から令和元年度に自家用電気工作物設置者を対象に掘り起こし調査を実施した結果、回答率は約 88% でした。そのほか、平成 30 年度から令和元年度には、昭和 52 年 3 月以前に建てられた事業用建物に PCB が使用された安定器が保有されていないか調査を実施し、回答率は約 41% でした。令和 2 年度は、未回答であった事業者等に対して引き続きフォローアップ調査を実施する予定です。

このほか、適正な保管が困難な事業者等の PCB 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

市内で保管している主なPCB廃棄物の量

高濃度PCB廃棄物 (市役所は令和2年3月末速報値、市役所以外は平成31年3月末時点)

	変圧器・コンデンサー (台)	安定器 (台)	合計 (台)
市役所以外	1,908	146,545	148,453
横浜市役所	0	5,990	5,990
合計	1,908	152,535	154,443

低濃度PCB廃棄物

(平成31年3月末時点)

	変圧器 (台)	コンデンサー (台)	合計 (台)	その他 (kg)
市役所以外	684	527	1,211	96,296
横浜市役所	168	137	305	8,238
合計	852	664	1,516	104,534

自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実績

(令和2年3月時点)

送付数	回答あり			未回答	所在不明
	届出必要	届出済・不要			
14,572 (100%)	12,837 (88.1%)	175 (1.4%)	12,662 (98.6%)	981 (6.7%)	754 (5.2%)

昭和52年3月以前に建てられた事業用建物を対象とした掘り起こし調査の実績 (令和2年3月時点)

送付	回答あり	未回答	未達
32,919 件 (100%)	13,550 件 (41.2%)	14,796 件 (44.9%)	4,573 件 (13.9%)

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、産業廃棄物の収集運搬業と処分業、特別管理産業廃棄物の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます(処分業には、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立の最終処分業があります。)

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規	9 (2)	17 (1)	9 (1)	7 (0)	7 (0)
変更	15 (0)	13 (4)	13 (1)	12 (2)	9 (1)
更新	124 (13)	93 (8)	57 (8)	53 (10)	67 (5)
合計	148 (15)	123 (13)	79 (10)	72 (12)	83 (8)

※ () 内は特別管理産業廃棄物処理業の許可件数の内数、許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計。

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬	299	270	248	229	196
収集運搬 中間処理	59	61	63	62	62
中間処理	67	64	61	66	68
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
中間処理 最終処分	1	1	1	0	0
最終処分	1	1	1	1	1
合計	427	397	374	358	327

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分に関する指導

市内で埋立処分される産業廃棄物のうち、汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん等環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることを確認してから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理施設

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体におけるアスベスト対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が 80 m²未満の建築物の解体工事についても、平成 17 年 11 月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体及びアスベスト対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法	届 出	7,437	7,733	7,758	7,880	7,727
	通 知	1,308	1,200	1,262	1,228	1,266
計		8,745	8,933	9,020	9,108	8,993
要 綱		1,488	1,441	1,389	1,517	1,604
計		10,233	10,374	10,409	10,625	10,597
現地指導調査		401	406	405	405	371

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成 16 年 7 月 1 日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成 17 年 1 月 1 日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては、許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数

(令和 2 年 3 月末時点)

登 録 業 者		許 可 業 者	
引 取 業	430	解 体 業	33
フロン類回収業	68	破 砕 業	11

11 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)」に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

具体的には、処分場内外に設置されている井戸で汚水をくみ上げ、浸出水処理施設で浄化し、下水道に放流しています。

なお、行政代執行に要した費用については、原因者への費用求償を引き続き行います。

12 有害使用済機器（雑品スクラップ）対策

一般家庭や業務上使用されている電気電子機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されているもの又は潤滑油等の油が使われているものがあります。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性があります。

このため平成 30 年 4 月 1 日から廃棄物処理法の改正により、下記の家電製品等（本来の使用用途を終了し収集されたもので廃棄物を除く。）が「有害使用済機器」として指定され、それらを扱う事業者に届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられました。

届出書の審査及び現場パトロール等により適正保管の指導を行います。

【対象品目】

(1) 家電リサイクル法対象 4 品目

エアコン、テレビ（プラズマ・液晶・ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

(2) 小型家電リサイクル法対象 28 品目

デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など